

ラ・ラ・タウン・おいわけ  
若草団地

分 譲 案 内

【申込・担当】

〒059-1595

北海道勇払郡安平町早来大町95番地

安平町役場政策推進課政策推進G

TEL：0145-22-2751

FAX：0145-22-2026

E-mail：m-suishin@town.abira.lg.jp

URL：http://www.town.abira.lg.jp/

## ラ・ラ・タウン・おいわけ、若草団地、アイリスタウン 分譲要領

安平町が分譲する、「ラ・ラ・タウン・おいわけ」、「若草団地」、「アイリスタウン」は、下記の要領にて分譲販売いたします。

なお、分譲地の用途及び分譲の条件が、それぞれ異なりますのでご注意ください。

### 【分譲地の用途】※分譲地毎に異なります

分譲地名称	分譲地の用途	都市計画区域
ラ・ラ・タウン・おいわけ	・一般住宅用地としての宅地 ・店舗併用住宅用地としての宅地	都市計画区域外 用途指定なし
若草団地	・一般住宅用地としての宅地	
アイリスタウン ※完売しました	・一般住宅用地としての宅地 ・店舗併用住宅用地としての宅地	都市計画区域内 準工業地域

### 【申込者の資格】（共通）

- 1 自ら居住する住宅を建設するために宅地を必要とする人で、成人に達している人  
（従業員の入居のため住宅を建設するため宅地を必要とする法人含む）
- 2 宅地分譲代金を確実に支払える人
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に該当しない人

### 【分譲の条件】※分譲地毎に異なります

#### 1 ラ・ラ・タウン・おいわけ

- (1) 一世帯当たりの分譲数は一区画を基本とします。ただし、希望がある場合は2区画までとします。
- (2) 買受者は自己の居住する木造モルタル以上の専用住宅（営業店舗併用住宅等建物可。）を建築しなければなりません。
- (3) 土地買受人以外の名義では住宅を建築することはできません。ただし、配偶者及び一親等の名義は認めます。
- (4) 建物の大きさは最小43㎡（13坪）以上、一戸建て、高さ10mを超えてはなりません。
- (5) 宅地及び建物を住居または店舗併用住居以外に使用することはできません。
- (6) 買受者は隣接地に影響を及ぼすような盛土をしてはいけません。
- (7) 下水道は整備済、電線・電話線は埋設線を利用します。
- (8) 建築物は隣接地の日照を十分考慮して建てなければなりません。
- (9) ラ・ラ・タウン・おいわけ住宅建築協定を遵守しなければなりません。
- (10) 住宅建築の場合は工事着工前に必ず確認申請書（写し可）を町に提出しなければなりません。

## 2 若草団地

- (1) 一世帯当たりの分譲数は一区画を基本とします。ただし、希望がある場合は2区画までとします。
- (2) 買受者は自己の居住する木造モルタル以上の専用住宅（営業店舗併用住宅等建物可。）を建築しなければなりません。
- (3) 土地買受人以外の名義では住宅を建築することはできません。ただし、配偶者及び一親等の名義は認めます。
- (4) 建物の大きさは最小43㎡（13坪）以上、一戸建て、高さ10mを超えてはなりません。  
（ただし、旧分譲地及び平成6・7年度造成地については最小43㎡以上、一戸建て、2階建て以下とします。）
- (5) 宅地及び建物を住居または店舗併用住居以外に使用することはできません。
- (6) 買受者は隣接地に影響を及ぼすような盛土をしてはいけません。
- (7) 下水道は完備済み。
- (8) 建築物は隣接地の日照を十分考慮して建てなければなりません。
- (9) 住宅建築の場合は工事着工前に必ず確認申請書（写し可）を町に提出しなければなりません。
- (11) 下水道供用開始に伴う分担金は買受者の負担となります。（400円/㎡）

## 3 アイリスタウン

- (1) 一世帯当たりの分譲数は一区画を基本とします。ただし、希望がある場合は2区画までとします。
- (2) 買受者は自己の居住する木造モルタル以上の専用住宅（営業店舗併用住宅等建物可。）を建築しなければなりません。
- (3) 原則、土地買受人以外の名義では住宅を建築することはできません。ただし、配偶者及び一親等の名義は認めます。
- (4) 買受者は隣接地に影響を及ぼすような盛土をしてはいけません。
- (5) 下水道は完備済み。
- (6) 建築物は隣接地の日照を十分考慮して建てなければなりません。
- (7) 住宅建築の場合は工事着工前に必ず確認申請書（写し可）を町に提出しなければなりません。
- (8) 都市計画法及び建築基準法を遵守のうえ建築してください。

### 【契約保証金】（共通）

売買契約時に保証金として金100,000円を納めていただきます。

契約保証金は、土地代金の一部として振替充当するものとし、金融機関等の借入れ申込を謝絶された場合等に限り返還いたします。（利息は支払いません。）ただし、次に該当する場合の契約保証金は町に帰属いたします。

- 1 不正な申込をしたと認められる場合
- 2 指定した期日までに分譲代金を納付しない場合
- 3 買受者の都合により契約を解除した場合

### 【申込受付】（共通）

- 1 申込は、安平町政策推進課政策推進Gで受け付けます。
- 2 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除きます。

### 【申込に必要な書類】（共通）

- 1 分譲宅地申込書 ……1通
- 2 住民票（契約者本人） ……1通
- 3 住宅建設計画書 ……1通
- 4 確約書 ……1通

### 【申込の方法】（共通）

- 1 必要書類を整え、安平町政策推進課政策推進グループへ提出してください。
- 2 代理人による申込は委任状を持参ください。
- 3 原則として、電話、郵送による申込の受付はいたしません。
- 4 次に該当するときは申込全部を無効といたします。
  - （1）自己以外の名義を借用して申込をしたとき。
  - （2）申込書に虚偽の内容を記載したとき。
  - （3）その他不正な手段で申込をしたとき。

### 【分譲の決定と売買契約締結の期限】（共通）

分譲決定日の翌日から30日以内に売買契約を締結してください。契約書の印紙は買受者の負担となります。

〈参考〉 契約額5,000,000円以下～ 1,000円印紙

### 【売買契約に必要なもの】（共通）

- 1 印鑑（印鑑証明書と同一の印鑑）
- 2 印鑑証明書 ……1通
- 3 収入印紙 1,000円分
- 4 契約保証金 100,000円（契約時にお納めいただきます。）

### 【分譲代金の支払】（共通）

- 1 売買契約締結後、契約日の翌日から起算して30日以内に契約保証金を控除した分譲代金を完納していただきます。

期限までに代金が納入されない場合は、分譲の決定を取り消し、契約保証金は返還しません。

なお、特別の事情により全額納入できない場合は、当該年度末までの延納を認めますが、土地代金の10%から契約保証金を差し引いた額を手付金として納入していただき、残金については契約の日から納入の日までの期間に応じ、分譲代金の残金に利息年14.6%（契約締結日の翌日から1カ月を経過するまでの割合については特例基準割合になります。）を加算し納入し

ていただきます。ただし、契約年度内に住宅の建設に着工した場合は、利息を免除します。

2 買受者が住宅金融支援機構または金融機関からの借入を申請し謝絶された場合、謝絶通知日より30日以内にその旨を安平町に報告していただき契約の継続の確認をさせていただきます。

借入れ謝絶による契約解除の申し出の場合に限り契約保証金を返還します。(利息は支払いません。)

**【登記】(共通)**

分譲代金完納後、所有権の移転登記を20日以内に町が行います。登録免許税は買受者の負担となります。

収入印紙(登録免許税)をご用意いたします。

以上